

# 令和7年度 入所（園）申込の手引き



〒699-4692

邑智郡美郷町粕淵168番地

美郷町役場 健康福祉課 子育て支援係

電話 0855-75-1931

☆保育所（園）の入所申込書を提出する前に、必ずよくお読みください。

## 1 保育の必要性の認定

保育所（園）等に入所するには、家庭で保育できない理由が必要です。保育所（園）の利用を希望される保護者は保育の必要性の認定を受けていただくことになります。

### ☆保育の必要性の認定（3つの認定区分）

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準 時間認定	お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合	幼稚園・認定こども園 (保育の必要性のない児童)
2号認定	満3歳以上 保育認定	お子さんが満3歳以上で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満 保育認定	お子さんが満3歳未満で「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園・地域型 保育（小規模保育施設等）

## 2 「保育の必要性の認定」申請手続きについて

認可保育所等の利用申込みと同時に「保育の必要性の認定」を申請します。（入所申込書が支給認定申請書を兼ねています。）保育を必要とする理由に応じて、保育標準時間認定または保育短時間認定となります。

保育を必要とする理由に変更があった場合、届出が必要です。

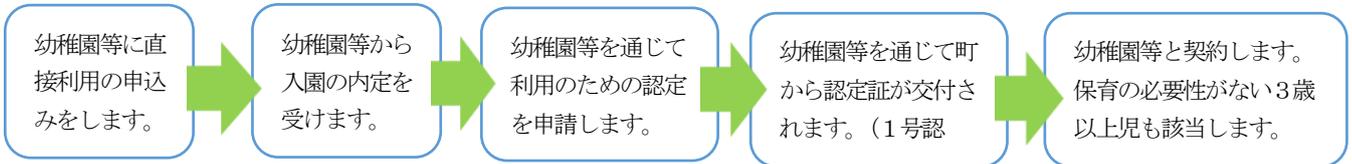
### ☆審査の内容（認定区分）

	保育を必要とする理由	保育の必要量	
1	就労	標準または短時間	<b>【保育標準時間】保育時間 7:15~18:15</b> (1日当たり最大11時間、1月292時間まで利用) 主にフルタイムを想定した時間(就労時間の下限は1週当たり30時間かつ1ヶ月当たり120時間勤務とする) 例：1日6時間×週5日×4週間=120時間
2	妊娠、出産	標準時間	
3	保護者の疾病、障がい	標準時間	
4	介護、看護	標準または短時間	
5	災害復旧	標準時間	<b>【保育短時間】保育時間 8:30~16:30</b> (1日当たり最大8時間、1月212時間まで利用) 主にパートタイムの就労を想定した時間(就労時間の下限は1ヶ月当たり48時間以上とする。原則週3日以上) 例：1日4時間×週3日×4週間=48時間  ※それぞれの家庭の就労状況・勤務時間等に応じて認定します。実際の保育時間については、保育所等を利用するときに施設と相談の上決定します。
6	求職活動	短時間	
7	就学（職業訓練校等を含む）	標準または短時間	
8	虐待やDVの恐れ	標準時間	
9	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	短時間	
10	1歳未満育児児中に既に保	短時間	

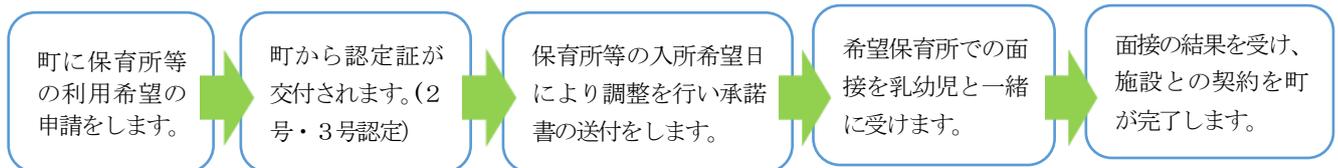
	育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること		
--	----------------------------	--	--

## 利用手続きの流れ（イメージ）

### ☆新制度における幼稚園等を希望する場合（1号認定）



### ☆保育所等を希望する場合（2、3号認定）



## 3 保育所（園）申込受付

### (1) 4月入所申込・年度途中の入所申込（5月以降の入所を希望される場合）一斉受付

受付期間	令和6年12月下旬まで
受付場所	美郷町役場健康福祉課 及び 大和事務所

※途中入所申込については随時受け付けていますが、保育園の職員体制等により入所できない場合があります。職場復帰等、年度内の入所の予定がある方は、一斉受付時に申込をお願いします。

### (2) 年度途中入所申込

随時受け付けます。入所希望日の2か月前には提出書類をすべて揃えて申込みをして下さい。

### (3) 美郷町外の保育所入所希望

美郷町以外の保育所を希望する場合でも、美郷町を通して申込み必要があります。市区町村によって、受付期間や提出書類が異なりますので、あらかじめ、希望する保育所を管轄する市区町村に、申込締切日及び必要書類等を確認し、市区町村申し込み締切日の2週間前までに美郷町へお申込みください。

また、町外へ転出予定の方で転出先の保育所への入所を希望する方は、必ず転出先の市区町村へ申込締切日・必要書類等をご確認ください。締切日より後に転出される場合は、事前申込みをする必要があります。

## 4 申込みに必要な書類

次の①～④の書類を提出して下さい。提出いただいた書類は、入園できない場合でもお返しできません。

① 保育所入所申込書 ※児童1人につき、1枚提出。

② 保育の必要性の証明書

※児童の父母それぞれに1枚ずつ提出。

受入人数を超過し優先利用の判断が必要な場合は、18歳以上60歳未満の同居者全員の証明書の提出をお願いすることがあります。

保育を必要とする理由により、提出書類は下記のとおり異なります。

	保護者の状況	提出確認書類等
1	就労	就労証明書（1ヶ月48時間以上労働すること。原則週3日以上）
2	妊娠、出産	保育を必要とする申立書 母子健康手帳の出産日の表示部分の写し

3	保護者の疾病、障がい	保育を必要とする申立書 保育に欠ける疾病の診断書、又は障害者手帳、介護認定証の写し
4	介護・看護	保育を必要とする申立書 被看護者の診断書又は障害者手帳の写し
5	災害復旧	保育を必要とする申立書 災害、風水害、火災その他の災害復旧にあたっていること（罹災証明等）
6	求職活動	保育を必要とする申立書 雇用保険受給者証の写し、H0-ワークで作成するカード、離職票受付の写し等
7	就学（職業訓練校等を含む）	保育を必要とする申立書 在学証明書（1ヶ月48時間、原則週3日以上就学すること）
8	虐待やDVの恐れ	保育を必要とする申立書 役場や児童相談所などへ相談があること
9	育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	育児休暇期間の記載のある就労証明書 ※基本的には育休該当児が1歳に到達する日までですが、出産児の入所申し込みを1歳に到達する日までにした方で就労復帰予定時に入所（園）できなかった場合は、最長で出産児が1歳に到達した年度の3月まで継続入所を認めます。
10	1歳未満児育児中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	保育を必要とする申立書 母子健康手帳の出産日の表示部分の写し

- ・保育の必要性のない場合は、退所していただくこともありますので、ご了承ください。
- ・求職活動中の場合、保育の認定期間は入所日から90日となります。
- ・妊娠出産で入所の場合は、出産予定日から起算して8週前（多胎の場合は14週）の月の初日から、出産予定日（出産日）から8週後の月の末日までの認定です。

### ③ 家計の主宰者の確認書類（保護者の所得が合計38万円以下の場合）

保護者（父母）の所得の合計が38万円を超えない場合は、同一世帯の父母以外の扶養義務者を「家計の主宰者」とし、家計の主宰者の税額から保育料を算定します。この判断は、児童の健康保険証の写し等確認し、美郷町保育所保育料決定に係る家計の主宰者認定基準により行います。

※提出書類に虚偽が認められた場合、入所決定後であっても、保育の必要性の認定及び入所を取り消します。

## 5 認定と入所までの流れ

### (1) 入所申込の結果について

4月入所希望の方は2月中に結果を通知し、あわせて支給認定証等を送付します。

途中入所希望（5月以降）の方は、毎月初旬に審査・調整を行い、その後結果を通知します。

一斉受付で申込みされた年度途中入所希望の方は、入所予定1か月前頃に入所時期等に変更がないか再度確認させていただきます。その後調整を行い、結果の通知、支給認定証等を送付します。

### (2) 入所説明・面接について

入所が決定した保育所と日時を調整していただき実施します。お子さまと一緒に面接を受けてください。

### (3) 慣らし保育・延長保育・土曜保育について

入所後、お子さまが集団生活に慣れるまでは平常保育を行うことが困難なため、「慣らし保育（短時間）」を実施しています。期間についてはお子さまの月齢・年齢等に差異がありますので、入所保育所へご相談ください。

延長保育、土曜保育の利用は、入所決定後に各保育所でご相談ください。

## 6 保育料について

美郷町では、平成30年度4月より町内在住のすべての第1子からの保育所利用料が無料になりました。

※国が定めた保護者負担分について、島根県の補助金を利用し、残りを町で負担しています。

## 7 美郷町内保育所について

令和6年11月現在

保育所名	住所	運営	定員	入所可能年齢	特別保育	電話番号	開所時間	備考
美郷町 都賀保育園	都賀西 596-4	私立	30名	6ヶ月 以上	一時保育 延長保育 (超過料金： 150円/30分)	(0855) 82-2217	7:15~ 18:15	土曜： お弁当
おおち 保育園	粕洲37-4	私立	70名	6ヶ月 以上	一時保育 延長保育 (超過料金： 150円/30分)	(0855) 75-0054	7:15~ 18:15	土曜： お弁当

## 8 その他 問合せについて

ご不明な点等ありましたら、役場 健康福祉課 子育て支援係 ☎75-1931 までご連絡ください。